

違反対象物の 公表制度

運用開始
平成29年4月1日
船橋市消防局

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査等の際に確認した重大な消防法令違反を船橋市ホームページへの掲載により公表する制度です。

公表の対象となる建物は

飲食店・物品販売店舗・ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設等の1人で避難することが難しい方が利用する建物です。

公表の対象となる違反は

建物に義務付けられた以下①～③いずれかひとつでも設置されていない場合です。

①屋内消火栓設備 ②スプリンクラー設備 ③自動火災報知設備

公表の方法・公表内容は

船橋市ホームページに以下①～③を掲載します。

①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反内容

公表までの流れは

消防の立入検査(公表の対象となる違反を確認)



立入検査結果及び公表予告の通知



建物関係者に対する公表の通知



【特記事項】

- ① 消防法令違反を通知した日から14日が経過してもなお、違反が認められる場合に公表します。
- ② 違反是正が認められるまで公表を継続します。
- ③ 具体的な違反是正の意思等が認められない場合は、法的措置をとることがあります。

建物関係者の皆様へ

所有・管理する建物(テナントを含む)について、以下の変更が行われる場合は、新たに消防用設備等が必要になることがありますので、事前に消防局予防課指導係にご相談ください。

- ① 飲食店、物品販売店舗、宿泊所、病院、福祉施設などの用途が新たに入居する場合
- ② 増築、改築、隣接建物との接合などを行う場合
- ③ 什器などで窓を塞いだり、窓に防犯フィルムなどを張る場合

お問い合わせ先



QRコード「船橋市ホームページ」
公表されている違反対象物一覧

公表制度について

船橋市消防局予防課 予防広報係	047-435-1114
船橋市中央消防署 予防係	047-435-8664
船橋市東消防署 予防係	047-464-4590
船橋市北消防署 予防係	047-438-5634

テナント入居、増改築、消防用設備等の設置について

船橋市消防局予防課 指導係	047-435-1115
---------------	--------------



【関係者向け】